

第52回「上海IPG」会合

日時：2011年5月19日（木）14:00

場所：上海龍之夢麗晶大酒店 4階 Ball Room A

## 「上海 IPG ピックアップ講座」

### 【各ワーキング・グループ 2010 年度活動紹介】

○司会 皆様、本日はお忙しいところご参集いただきましてどうもありがとうございます。只今より、第 52 回上海 IPG 全体会合を始めさせていただきます。私は JETRO 上海事務所の安藤と申します。本日の司会を務めさせていただきますので、宜しくお願いいたします。では、早速でございますが、本日はピックアップ講座の方から始めさせていただきます。各ワーキング・グループ（以下“WG”）から 2010 年度活動紹介をさせていただきます。4 つの WG からの紹介がございますが、最後にまとめて質問のお時間を取らせていただきます。

最初はインターネット WG からでございますけれども、資料の方を配布させていただいておりますので、申し訳ございませんがそちらの方をご参照ください。

続きまして、自動車・自動車部品 WG の竹市グループ長からお願いしたいと思えます。竹市グループ長よろしくお願いたします。

#### (1) 自動車・自動車部品 WG 長 トヨタ自動車 竹市氏

今ご紹介を預かりました自動車・自動車部品 WG 長をしています、トヨタ自動車の竹市でございます。2010 年度の WG 活動の紹介を簡単にさせていただきます。最初に WG の内容紹介を簡単にさせていただきます。発足は 2008 年、今現在のメンバーは 8 社、こういうメンバーで活動しております。WG のミッションとしては、模倣部品問題等々に取り組むことによって、中国の消費者の皆様を保護すること、それを持って、中国の自主ブランドの健全な育成に資するための活動をしております。昨年度は大まかに（継続して）、5 つの活動をして参りました。

1 つ目は、まず侵害実態の調査でございますが、ご存知のとおり（被害の）ひどい中国ですから、どのような地域でどのような状態になっているのかとか、交易会など各種イベントでの模倣品がどのような状況になっているかという調査活動が一つです。

2 つ目は、ユーザーの皆さまを対象にして告知活動、模倣品の危険性などを訴えるという活動しております。

それから（3 つ目は）、摘発していただける行政機関への働きかけという目的で、具体的活動としてブラックリスト・違法看板対策があります。ブラックリストについては再犯する業者のリストを作りまして、各当局に提出して各業者の監視、また当該企業が再犯した場合の重罰化などの申し入れをしております。それから、看板問題ですが、こちらは最近日中ワーキングでも取り上げていただいておりますけれども、外国企業の名前、ブランド等々を了解も無しで使っているということ、これを違法看板と呼んでおりますが、こういうことに対して、各当局に対して撤去を依頼する活動でございます。

4 つ目は、刑事訴追、つまり再犯対策としての重罰化に向けた活動ということで、具体的には刑事立件に向けてどういうことができるかという勉強会をしております。

また 5 つ目の活動として、効果測定ということで、我々の活動が正しかったのか、

ということを踏まえて常にやっております。

前回、価格認定プロセス研究会ということでご紹介させていただきましたので、今回は広州モーターショーという活動を紹介します。位置づけは、告知活動ということでございます。WGとして広州モーターショー参加は今年で3回目ですけれども、模倣品の存在、危険性を訴えるということをやっております。効果検証ということで、毎年、参加されるお客様に対してアンケートを取っております。たくさんアンケートを取ってそれを集計して、我々の活動の意義、パフォーマンス等々を見るということでございます。

広州モーターショーについて簡単にご紹介します。新聞にも出ておりますので皆さんもお目にされているかと思えますけれども、上海、北京は国際モーターショーですけれどもけれども、それに匹敵する、中国自動車業界では3つのイベントのひとつと言われておまして、非常に注目をされている活動でございます。我々自動車・自動車部品WGは先ほどの趣旨で3年間参加してきております。毎年10月に1週間ほど開催されますけれども、昨年は広州アジア大会があり時期がずれまして、クリスマスを含んだ時期に1週間ほど開催されました。600社の企業が参加し、来場者は50万人弱と聞いております。非常に大きな活動でした。その中で、我々はブースを展示し、ブースでは各会社が模倣品のサンプルを展示しながら来場者に説明したりビデオ上映行い、また参加された方々の意識調査をやっております。アンケートは1000人弱という、非常にたくさんの方から意見を収集できたと思えます。一つ一つご紹介するには時間がないので、ざっとですが、一つは、「どこで部品を買いますか」ということですが、正規業者から購入する人が増えてきています。「どうしてですか」というと、そこで買うことが信頼性が高いという認知が増えてきているということです。これは、我々の告知活動の成果が少しずつ出てきているものと思っております。また一方「どうして正規業者でないところで買って、純正品と思うのか」ということを聞いたところ、「正規品だから大丈夫と言われて買った」という人が多く、そういう人たちに対してこれからますます正しい情報を伝えていくということが大切なのだと考えております。

もう一つ、「偽物をつかまされたことがありますか」ということですが、減ってきているということです。これも、注意が高まってきているということだと思っておりますが、逆に偽物を買ったという中でも、偽物と知っていて買ったという人はあまり変わらずないまま、誤認して偽物をつかまされた人が少なくなっています。つまり偽物だけ買うという人がいるということで、偽物の危険性はまだ認知されていないということ分析し、今後それについて今後啓発していく必要があると我々は見えております。また「なぜ偽物なのに買ったんですか」ということについて、「大丈夫だ」と言われたから買ったという回答です。これも認識が不足しているということだろうと思えます。さらに「偽物と気付いたのはどうしてですか」ということですが、昔は自分で気づいたという人が多かったんですが、いまは専門業者に指摘されたということが増えてきました。一見しては分からないので、ユーザーに対して正規業者がきちんとケアしていくことは大事だろうと我々は分析しております。

「偽物と本物が分かるんですか」という質問に対しては、やはり「分からない」というのが半数以下で、変わっていないということです。従って我々メーカー自身が、偽物に対する摘発若しくはディーラー管理というのが大事と考えております。けれども我々の模倣の排除、正しい識別マニュアルの提供、「そもそも買わない」と、「買って

はいけない」という認識を高める活動が大事だろうという結論です。ということで3年続けておりますけれどもけれども、今回のアンケートを通じて確認されたと考えていることは、このような啓発活動が非常に効果あると、つまり模倣品の存在について非常に認知が高まっていると、一方で模倣品を使うことの危険性、品質などについては今後の課題ということで、この種の活動の継続は重要であり、今後もこの話、内容までのレベルアップしていこうと考えております。以上、広州モーターショーに限りましたが、自動車・自動車部品 WG の活動のご紹介でございます。ご静聴ありがとうございました。

○司会 竹市グループ長、どうもありがとうございました。続きまして、農薬 WG から荒井グループ長お願いできますでしょうか。

## (2) 農薬 WG グループ長 日本ソーダ 荒井氏

ご紹介に預かりました、農薬 WG グループ長をしております、日本ソーダの荒井と申します。それでは農薬 WG、2010 年度の活動を簡単にご報告したいと思います。まず、農薬 WG の紹介ですが、結成は 2007 年 6 月で、現在は 6 社で運営しております。それから WG の会合は、この IPG の前後の日を選んで年に 6 回会合を行っております。

2010 年度 WG の活動ですけれども、活動の大きな柱が 3 本ありまして、まずは農薬の展示会が年に 1 回、9、10 月頃に行われまして、その時の知財権侵害調査、侵害があれば摘発するというをやっております。去年の 10 月にハルビンで行われまして、今まで 5 年間行っておりまして、4 年目まで 27、20、10、2、1 件ということで（件数が）かなり減ってきて、去年は 0 件ではないかという期待をしていたんですが、なんと、11 件まで増えまして、2011 年度も継続して展示会の調査を行いたいと思っております。それから年に 2 回ですが、AIC、TSB 或いは農業局と、真贋判別セミナー、前後に市場検査、巡回を実施しております。2010 年 5 月に四川省の宜賓市、2011 年の 3 月に山東省の寿光市で各々セミナーと市場巡回を行っております。それにつきまして、IPG 会合で報告していますので割愛させていただきます。

本日は、初めて WG で行いました農民に対する偽物農薬の意識調査、アンケートについて述べたいと思います。まず調査方法ですけれども、調査地域は 2 省で、1 省につき 2 つのエリアを選びました。1 エリアにつき農民 60 名、合計 240 名の農民に対してアンケートをしました。A 省は 2010 年の年 6 月 16 日から 21 日まで、B 省は 10 年 7 月 10 日から 18 日まで、北と南の省で行いました。設問数は 14 問で、知財関連の質問は 7 問でした。調査員は、各社の地方の代表調査員で行いました。農薬の流通ですが、現在中国では海外の製造メーカーあるいは製造販売メーカーが、国内販売メーカーに販売し、販売メーカーが 1 次問屋（省レベルの問屋）、それから 2 次問屋（県レベルの問屋）に販売しております。そして小売店で農民が買うこととなります。ただ最近、流通革命という中抜きが起こってしまっていて、製造メーカーが直接 2 次問屋に販売したり、2 次問屋が農民に販売することを行っています。最初は小売店あたりを調査しようと思いましたが、小売店でアンケートをとっても意図的に答えられそうな気がしまして、直接農民にアンケートを取りました。だいたいこういう形で、農家へ出かけて行って聞いてくるということで、農家の畑までも押しかけて答えを聞いてくるという方法を取りました。小売店の近くで、調査しても小売店の意図が入ってしま

うということで、この方法が一番良かったのではと思っています。まず、どの程度、ブランドで農薬を選んでいるかということを知くために、「農薬を購入する場合、まず何で農薬を購入しますか」に対して、メーカーブランド、効果、パッケージ、価格、安全性、使いやすさなどの選択がありまして、結果が1位であることはやはり効果がないものダメということで効果、2位は価格、3位は安全性、4位はメーカーブランドですが、あまりメーカーやブランドでは選んでいないなど。日本で同様のアンケートを行うと大体このような結果ですが、4番目あたりは小売店或いは農協の推薦が入ります。中国はやはり効果がないと売れない、次は価格だということで、農薬の場合はブランドではないと思っています。それから「農薬に模倣品があるのは、知っていますか」と聞きましたら、240名のうちたった12名でした。残りは知らないという風に答えました。

知っている方に「模倣品のイメージはどうでしょうか」と聞き、価格が安いけど効果が良くないとか、パッケージが悪いとか、安全性が低いとか、使いにくいとか、この中のどれですかと聞いたところ、やはり模倣品は効果が良くないとか、安全性が低いとかですが、ただ安いと書いているので、安くて飛びついたら、模倣品であり、このような結果だったということだと思います。

これは先程とは結果が合わないのですが、「農薬の模倣品を使用したことがありますか」と聞いたところ、「知らない」と言っているのに「使った」と言っているのは、どうも小売店で薦められて使ったところ、それは後で模倣品だったことが分かり、こういう結果になっているのかなと思います。例えば効果が悪いので模倣品と分かったとか、農民は模倣品を知らないけれども、後で使ってみたら模倣品だった、それが模倣品って分かって来るではないかと思っています。

それから「正規品と模倣品を区別できますか」とお聞きしたところ、ほとんどの農民が区別する方法は分からないと、先ほど言ったとおり小売店が言うまま購入したという、100%信じて購入するというものです。それから「もし模倣品であることを知っていたら、購入しますか」に対して240人が、「模倣品と分かっているなら買いません」と答えました。先ほど、模倣品は安いと言う話が出たのですが、では「価格差がかなりある場合、模倣品を購入すると考えていますか」に対しては、やはり先ほどの質問の後ということもあり、240名全員が、効果、安全性が低いので価格が安くても、模倣品を使用しないと答えました。先ほどの設問の後なので、どうしてもこのような結果になるのかもしれない。

調査結果の概要ですが、農民は模倣品についての知識が乏しく、真贋の区別が全く分からないと言ってもいいと思います。ただ販売店の薦めで模倣品を購入する場合があります、これがほとんどだと思います。ただ模倣品は効果が悪く安全性も低いので、使用したくないと思っているのが本音だろうと思います。これからの予定ですが、農薬模倣品対策についてですが、農民に対して、模倣品の安全性や効果等が低いことをPRすることと、模倣品との判別方法の啓蒙活動を実施するのが一番だと思います。ただ、皆様ご存知のとおり、中国は人口の55%は農民で、6~7億人もいまして、費用の面で難しいということで、先ほど説明しましたように農民は模倣品の区別ができませんし、また小売店の薦めで購入することが多いので、小売店に対して「模倣品を売らない、売らせない」ような緻密な啓蒙活動が重要ではないかと思っています。このような意識調査の結果で、2011年以降WGで地道に啓蒙活動を行っていきたいと思っています。初めて調査を実施したわけですが、やはり農民はまったく模倣品と正規品の区別

はできないということが分かりました。ということで、農薬 WG から簡単ですけども報告終わります。ありがとうございました。

○司会 荒井グループ長、どうもありがとうございました。続きまして、電卓 WG から長澤グループ長よろしく願いいたします。

### (3) 電卓 WG グループ カシオ上海 長澤氏

カシオ上海の長澤です。2010 年度の電卓 WG の活動報告をいたします。まず参加メンバーですが、シャープ、シチズン、キャノン、カシオの 4 社で活動しています。2010 年度の活動目標、目的は、第一に AIC 及び市場管理者と連携して市場を浄化することです。第二に当局による自主差押さえを促進する。第三に重罰化の研究です。最終的な目標としては、偽物を取り扱いにくい市場環境を構築することです。対象地域は、広州市と義烏市であり、両市の取締当局及び市場管理者との交流を進めました。

なぜこの 2 つの市場を選んだのかということ、これは去年から継続していることですが、浙江省義烏市場は中国で最大の卸売市場だからです。年間訪問者 400 万人以上あり、文具関係の大きな市場がごさいます。義烏市場は主に海外市場向けの取引がされています。もう 1 つの対象は、広州文具市場です。広州文具市場は主に国内取引が中心です。この 2 つの市場に対して働きかけを行いました。

第一の活動は、当局との連携の強化です。2009 年度より継続して義烏市 AIC と交流及び真贋セミナー、共同での市場摘発を実施して参りました。広州市の AIC に対しても、2010 年度は 3 回訪問し、意見交換を行いました。意見交換会、文具取引先に対する真贋セミナー及び共同での見回りを実施した際の写真をごらん下さい。対策の対象ですが、取締まりの成果により市場での店頭展示はかなり浄化されているのですが、市場周辺には模倣品を保管する倉庫が数多くごさいます。倉庫に対する取締を、AIC には特にお願いしております。義烏国際市場周辺の倉庫取締実績としましては、2009 年度に 19 件、2010 年度には 15 件あり、各年 10 万台以上の取締りを実施して頂きました。積極的に取締りを実施していただいていると考えております。重要なポイントは、2 年連続して、大口の案件については刑事移送していただいたことです。2009 年の 3 月の案件では 2 ブランド合計 12,000 台の電卓を差押いただき、執行猶予つきですが、懲役 6 ヶ月の判決が出ています。2010 年 12 月の案件については、いま刑事移送中ということで結果を待っているところです。

これらの活動を通じまして、2009 年度には義烏市の AIC、2010 年には義烏市 TSB に対して、BPA を贈呈することができました。本日は義烏市 TSB に来ていただきました。BPA は当局との関係の構築に役立っているというふうに考えています。

広州市文具市場に関しては、電卓模倣品を取り扱っている店舗を一斉に取締をさせていただいたり、再犯店舗の取締りを実施していただきました。

第三に重罰化に結び付く要因の研究をいたしました。いくつか重罰化に結びつく要因をピックアップして、その内容につきまして法令及び各市の条例等を研究しました。これらの研究結果の詳細につきましては、報告書にまとめました。近日中に JETRO 上海の HP に公開される予定ですので、詳細についてはそちらの方でご確認ください。

今年の課題は、倉庫での所有者不明の侵害物品の摘発に関する問題点と改善点の研究です。この課題を取上げた背景は、倉庫摘発を行う際に当事者が不明で、当事者

の処罰ができない、結局侵害物品の押収のみで終結してしまうというケースが多いということがございます。処罰を逃れるために、隠れ蓑として無名倉庫というのが使われていると思われる状況がございます。倉庫での模倣品の取締りに際して、所有者を特定し処罰できるような方法について研究を進める予定でございます。以上活動内容でございました。

○司会 長澤グループ長どうもありがとうございました。ただいま自動車・自動車部品WG、農薬WGと電卓WGからの活動報告をしていただきましたが、ご質問等皆様の方からございますでしょうか。もしございましたお手をあげていただけるとマイクを持った者が行きます。ご質問のほうはよろしいでしょうか。

では、いったんここで次の上海IPG全体会合のほうに入らせていただく前に10分間ほどコーヒブレイクのほうに入らせていただきます。出口を出ていただきますとコーヒ等お飲み物がございますので、そちらで休憩をいただきまして、3時5分前になると思いますが10分少々経ったところでお席のほうに戻っていただけますと助かります。ではよろしくお願い致します。

## 「上海 IPG 全体会合」

### 第一部 各種連絡事項

○司会 では、大変長らくお待たせいたしました。続きまして、上海IPG全体会合第一部各種連絡事項へ移らせていただきます。最初に上海IPGの新グループ長の選出の議案がございます。第3代目の岩間グループ長のご帰国に伴い、交代されることになりましたが、運営幹事会により、この度新しいグループ長といたしまして、リコー中国投資有限公司の丸山様をご推薦されました。本件に関しましては、全体会合での決議事項となります。従いまして、丸山様がこの度第4代目の上海IPGのグループ長でご承認いただける場合、皆様の拍手を持ってご承認いただきたいのですが、よろしいでしょうか。(拍手)皆様、どうもありがとうございます。ではここに第4代上海IPGのグループ長として丸山様をご承認されました。では丸山新グループ長、ご就任に伴い、恐れ入りますが、前の方で一言ご就任のご挨拶を頂戴できますでしょうか。宜しく申し上げます。

【上海IPG新グループ長） リコー中国 丸山氏

皆様、こんにちは。リコー中国の丸山と申します。この度は皆様のご承認いただきましてありがとうございます。簡単にご挨拶させていただきます。私は2年半前に中国のほうに赴任して参りました。その時に早速こちら上海IPGのほうに加盟させていただきまして、ちょうどこの場所でご挨拶をさせていただきました。その時に恥ずかしながら私共の会社のほう、私がこちらに赴任する前に1度上海IPGに加盟させていただいていたのですが、残念ながら欠席が多く、一度除名ということになってしまい

ました。そのため2年半前に私がお挨拶させていただきました時には、これからはちゃんと出席もさせていただき、活動も頑張らせていただけて除名ということがないように頑張らせていただきますというご挨拶をしましたのを覚えております。まさか2年半前のときには、このように上海 IPG のグループ長をさせていただくことになるとは夢にも思っておりませんでした。上海 IPG の懐の深さを感じております。これからも、皆様とともに上海 IPG また日本全体の知的財産保護ということで皆様とともに頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○司会 丸山グループ長、どうもありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。続きまして、2 番目の議題でございますが、新規メンバーのご紹介に入らせていただきます。この度新しいメンバーとして明治製菓様が上海 IPG に参加していただくことになっております。つきましては、明治製菓様、前の方にお越しいただきまして、恐れ入りますが一言ご挨拶を頂戴いただけますでしょうか。

【新規メンバー】 明治製菓 五十嵐氏

皆さん、こんにちは。明治製菓上海有限公司の五十嵐と申します。私共中国国内生産、中国国内販売ということで御菓子の製造販売は5年ほど前から開始したのですが、ブランドの浸透とともにといたしますか、昨今模倣品また弊社のブランドを使った看板など多くの事件に遭うようになっておまして、JETRO 様に相談申し上げる機会も大変多くなったわけですが、この度 IPG の存在を教えていただきまして、ぜひ加入させていただきたいということで申請した次第であります。どうぞよろしくお願い致します。

○司会 五十嵐董事長どうもありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。続きまして、ここからは各 WG からの活動報告に移らせていただきます。最初に③でございますけれども、水際 WG から貢献部門の招聘について、石川様のほうから宜しく願いしたいと思っております。

【水際 WG】 YKK 中国 石川氏

YKK 中国の石川でございます。よろしく願いいたします。資料3をご覧ください。こちらは水際 WG 貢献部門感謝式税関総署との交流の資料になっておりますが、明日水際 WG の全体会合がありますが、その後に、貢献部門感謝式及び税関総署との交流を行う予定となっております。参加者としては、税関側は、税関総署の方、上海税関代表、副関長を含む10名ほどが参加予定となっておりますが、水際 WG は2005年から活動を開始しておまして、現在会員数が36社と、大きが WG となっております。従来以上に税関との交流機会が増加し、税関による知的財産権保護の状況に関する造詣が深まっております。その結果として、WG として中国全土の各地方税関の活動を一定程度把握することができましたので、今回水際 WG 独自に知的財産権保護貢献税関を選定し、明日その感謝式を開催することになりました。幹事並びにメンバーで上海税関を選出し、感謝式を開催することになっております。その後税関総署並びに上海税関の方々との意見交換会を開催ということになっており、今後も継続してこのような意



見交換会により関係構築を図っていきたいと考えております。以上です。

○司会 石川様、ありがとうございました。次に、④ですが、立法研究 WG から上海市高級人民法院向けヒアリング、それから独占禁止法ガイドライン勉強会実施報告がございますが、こちらは資料の配布にて替えさせていただきます。続きまして、⑤の特許 WG から第 2 回無効審判・審決取消訴訟関連勉強会開催報告につきましても、資料の配布にて替えさせていただきます。続きまして、⑥自動車・自動車部品 WG から上海市 TSB 第 2 回価格認定プロセス研究会開催報告がございますが、同じく資料の配布にて替えさせていただきます。⑦番目になりますが、KOTRA 大韓貿易投資振興公社 (KOTRA) セミナーへの参加報告ですが、IPG 事務局の呉からさせていただきます。

【JETRO 上海 呉氏】

JETRO 上海事務所の呉と申します。本日は KOTRA の活動についてご紹介したいと思います。QBPC をご存じの方は多いと思いますが、KOTRA をご存じの方は少ないと思います。KOTRA は大韓貿易投資振興公社の略称です。JETRO と似たような組織です。今回参加した韓国商標商品真贋識別セミナーを通して、韓国は中国でどのような知財活動を展開しているかについて簡単にご紹介させていただきます。

今回のセミナーで計 6 社の韓国企業が参加されました。全体的に私が感じたのは、規模が盛大で、行儀がよく、また内容は IPG が主催した真贋識別セミナーとさほど変わりがないという 3 つの印象を受けました。

1 つ目の、規模が大きいについてですが、韓国駐上海総領事、韓国特許庁局長が出席し、上海 AIC 陳副局長が出席されました。また、上海各局の AIC 職員総勢 150 名が参加されました。韓国の KBS テレビと調査会社の方もいらっしゃいました。KOTRA が開催した今回の真贋識別セミナーは 4 回目だそうです。2008 年の 10 月から毎年 1 回のペースで開催されているため、1 回ごとに盛大に行われているそうです。

また行儀が良くと言うことですが一番印象を受けたのは、韓国駐上海総領事が登壇された途端に、頭深々とお辞儀をされましたので、その後の発表者も皆さんそういう感じでお礼をされましたので、非常に印象に残りました。

3 つ目のセミナーの内容ですが、上海 IPG が主催した真贋識別セミナーとさほど変わりがないという話ですが、話によりますと上海 IPG 主催したセミナーに参加して、それを真似して、これから我々もこういうふうにやっていきたいという意味で似たような感じで展開しているそうです。

パワーポイントの一番下は、韓国駐上海総領事が、AIC の副局長に旗を贈呈している写真ですが、こういった場面もありました。私は初めて参加し、すごく印象に残りましたので、写真としてピックアップしました。

これから、また機会があれば、韓国企業の知財保護担当者を招いて、こういう IPG の場で皆さんに韓国企業の知財保護対策の取り込みについてお話を聞けたらいいと思っています。以上、簡単ですが、KOTRA 真贋識別セミナー参加報告になります。ありがとうございました。

○司会 呉さん、どうもありがとうございました。続きまして、⑧上海 IPG 年度末ア

ンケート結果報告を、大上副グループ長からお願いできますでしょうか。

【副グループ長 大上氏】

それでは、お手元の資料8に沿って説明させていただきます。資料の内容は多いので、詳細に関しましては追って、ご一読下さい。上海 IPG の 2010 年度の活動に関する総合評価としては満足が 60%、まあ満足は 38%であり、ほぼ全員の方にご満足いただけたと理解しております。次に IPG 活動で役に立った主要な点としては、①中国の制度、法規など、知的財産に関する情報が得られ、業務レベルが向上した。②他社或いは他団体との連携が強化された。③模倣品など知的財産権問題が改善され、課題が解決したという点が挙げられております。以上です。

○司会 大上様、ありがとうございます。続きまして、⑨上海 IPG2010 年度活動総括につきまして、長澤様よろしく申し上げます。

【カシオ上海 長澤氏】

カシオ上海の長澤でございます。資料9をご覧ください。1 ページ目から 5 ページ目は、期初の活動方針であり、既にご承認いただいている内容です。6 ページ目から 17 ページ目までは、今年行った活動の実績です。活動内容を項目別に記載してございます。18 ページ目は本年度の活動の総括です。まず総括の第一は、参加メンバーが増加したことです。今現在で 156 社様の会員がいらっしゃいます。前年と比べますと 18 社増です。第二に IPG で取り扱うテーマが 2 つの傾向があることです。第一の傾向は商標対応から特許対応、行政から司法の対応に転換しつつあることです。第二に、WG 活動が充実したことによって特定テーマの深掘り研究ができていると考えております。第三に消費者啓蒙活動を実施したことです。

我々の評価ですが、先ほど大上様からもご報告ありましたが、参加者の評価は 50 社中 1 社様を除いては満足もしくはまあ満足とありましたので、全体的には全員の満足を得られていると判断しております。第二点目は、中長期ビジョン、短期、中期のビジョンの達成状況ですが、短期ビジョンは、各 WG ベースに実施した活動において、問題の解決及び理解の進化が深まったというふうに総括いたしました。中期ビジョンにつきましては、地方行政当局との交流ということは全国規模で達成をできた、ただ中央政府との交流については、更なる強化が必要と考えております。長期ビジョンにつきましては積極的に展開したと考えています。それぞれ幹事会の評価は、3 から 9 ままでにまとめてございます。以上が上海 IPG の活動総括でございます。

○司会 長澤様どうもありがとうございます。続きまして、⑩2010 貢献部門感謝式についてでございますが、これは私から簡単にご報告させていただきますと、お手元の資料 10 番、こちらにアジェンダが入っております。本日 18 時半、この総会が終わりましたら、18 時半から 20 時頃を目処にしまして、こちらのお部屋の隣で 2010 知的財産権保護貢献部門感謝式典を行わせていただきます。後ほど、講演会にもきていただきます商務部の楊副司長でありますとか、或いは総領事館の方から平木場首席領事、経済産業省のほうから三橋模倣品対策通商室長にもお越しいたいで、こういったア

ジェンダの中で進めさせていただきますので、ぜひ皆様ご参加くださいませ。なお、事前にお申し込みないものの、本日ご出席いただける方がお見えになりましたら、最寄りのスタッフまでお申し付けくださいませ。宜しくお願い致します。10 番に關しましては以上でございます。続きまして、11 番、商務部/国家質量監督檢驗檢疫総局との交流について、宮腰様ご報告の方、宜しくお願い致します。

【シャープ 宮腰氏】

それではお手元の資料 11 をご覧ください。先ほど紹介のありました今晚の貢献部門感謝式に合わせまして、明日の午前中、中央政府の関連部門、具体的には商務部、国家 TSB の方との交流会を予定しております。中央政府部門の方に、我々 IPG が各地方の TSB を始めるとする知財関連部門とこれまで取り込んで参りました活動内容や成果について紹介をし理解を深めていただくと同時に、活動に協力いただいております地方 TSB に対して謝意を表明するのが交流会の主な目的です。この機会に、特定の地方での優れた活動については他地域への展開を測るなど、今後更に効果的な活動が行えるように中央政府部門の方にアドバイスをいただけたらと考えております。以上です。

○司会 宮腰様、ありがとうございます。続きまして、⑫2011 年度上海 IPG 講演テーマ/真贋識別セミナー（案）について、幹事の土谷様宜しくお願い致します。

【ニフコ 土谷氏】

ニフコの土谷でございます。お手元の資料 13 番と 14 番をご覧ください。資料 13 の方が 2011 年度上海 IPG の講演テーマの案となっております。会員企業の皆さまにご回答いただきましたアンケートに基づきまして、本年度の IPG 講演テーマを記載のとおり計画しております。詳細の内容につきましては、IPG の開催のご案内の時にとなりますが、年間の計画を立てる際の参考までに、今回テーマを配布させていただきました。また資料 14 の方をご覧ください。こちらは 2011 年度真贋識別セミナーの開催案でございます。アンケートにおいて、開催希望が多かった、華東地域におきましては、2006 年以降複数回の真贋識別セミナーを開催済みでございます。従いまして、2011 年 9 月以降、9 月、10 月は内陸地での開催を予定しております。詳細につきましては資料の方をご覧ください。以上です。

○司会 土谷様、どうもありがとうございました。続きまして、⑬、2010 年度中国知財関連法勉強会、成果確認試験優秀者の発表に移らせていただきます。こちらに關しましては、丸山グループ長よろしく申し上げます。試験を行ったところ、大変優秀な成績を収められた方がいらっしゃいまして、お名前をお呼びしたいと思いますけれども、ダイキンの周様いらっしゃいますでしょうか。周さん、前の方へお越しくくださいませ。今画面の方に出ていますが、第 1 位のお 2 人が同成績でございまして、今日は周様にお越しいただいておりますので、丸山グループ長の方から表彰をしたいと思います。結婚式ではございませんが、写真を撮られる方は前の方に来ていただいて、ぜひ記念撮影をお願いします。では、本当に周さんおめでとうでございます。これからも

知財活動にますますその学んだ知識を生かしていただきまして、ご活躍をいただければと思います。どうもありがとうございました。これからも宜しくお願い致します。では皆さんもう一度拍手をお送りくださいませ。

○司会 続きまして、⑭ですが、私共 JETRO では、この IPG の事務局を務めさせていただいておりますが、以前私共上海事務所の所長は大西と申しましたが、3月に帰任致しまして、この4月より新しく三根というものが新所長として JETRO 上海に参りました。三根の方が参っておりますので、一言、挨拶の方をさせていただきたいと思っております。では三根所長、前の方で宜しくお願い致します

#### 【JETRO 上海事務所 三根氏】

只今ご紹介いただきました、JETRO 上海事務所の三根と申します。3月末に着任いたしましたして、4月から上海センターの業務に携わり、この知的財産権の活動、上海 IPG グループの方とも、まだ一ヶ月足らずですけれども交流させていただいております。私自身は、北京に留学も含めて3回駐在しており、一番最初は、北京センターの知財室の設置に携わりました。日本の最高裁の判事、弁護士の方をお呼びするというお手伝いもさせていただいた経験もございます。その後、大連に3年ほど駐在し、合計12年足らずでございますけれども、中国の発展スピードは非常に速いことを、上海に来てますます実感し、且つ上海 IPG グループの方々、日本の多くの方々、知財保護について非常に熱心に取り組まれていると承知しております。今後、中国の関係当局の方々と共に一緒になって、より一層いい成果を出していきたいと考えておりますので、引き続き宜しくお願い致します。ありがとうございました。

○司会 三根所長どうもありがとうございました。これで第一部各種連絡事項を終わらせていただきます。2つほど事務局からご案内をさせていただきたいと思っております。1つ目は IPG の参加要件につきまして、今まで、こちらにも議論がございましたが、北京、広東でも承認されまして、資料14番のとおりになりましたので、またお手元の資料14番の方をご覧くださいませ。次に、資料2でございますが、こちらのほうは、年に一度お配りしております IPG メンバーの名簿でございます。こちらは非常に個人情報が含まれておりますので、お取扱いに大変注意いただきたいということと、外部へ出さないでいただきたいということを改めてお願い申し上げます。

では続きまして、第二部の講演会の部に移らせていただきたいと思います。第一部ですが、私共 JETRO からの講演になります。その後商務部、それから国家質量監督検査検疫総局、税務総署の順で行います。一旦ここで幹事会のメンバーの方にはお席を移っていただきたいと思います。ここで5分ほど小休止ということで、トイレ休憩にさせていただきます。またお待ち下されませ。宜しくお願い致します。

## 第二部 講演会

## 【講演①】

### 【テーマ】「中国の知識財産権戦略について」

【講師】日本貿易振興機構北京代表処 知識産権部 部長 谷山 稔男氏

○司会 皆様お待たせいたしました。これから第二部講演会の部に移らせていただきます。講演会の1番といたしまして、私共 JETRO 北京センター知識産権部長である谷山のほうから「中国の知識財産権戦略について」というテーマで、まず講演をさせていただきます。谷山さん、よろしいでしょうか。では宜しくお願い致します。

### 【JETRO 北京 谷山氏】

JETRO 北京事務所の谷山と申します。所用があつて来るのが遅れてすみませんでした。皆さんには少しお待たせしたかもせれませんが、ここでお詫びしたいと思います。今日は中国の知的財産権戦略という非常に大きなテーマを記載しておりますけれども、専ら日本にいらっしゃる皆様に、主に中国の中央政府がやっている最新の現状を紹介するために作っていたものをリバイスして、最新にしたというものです。もちろん、中国でご活躍されている方が多いと思いますので、ある程度のことは既にご存じな内容が多いと思います。ただ今回はいろいろな資料を一つにまとめてものですので、何かの参考になればいいと思い、今回この講演の機会をいただきました。模倣品対策についても非常に重要な課題ですけれども、今回の資料については特許も大事ですよということを日本の皆様に訴えたかったものですから、特許の話が中心になっています。従いまして、商標の話は少しというか、ほとんどありませんので、中国の知的財産権戦略の中の一つの重要な要素が欠けていると思いますけれども、そこはご了承いただければと思います。

それでは、皆様のお手元に資料があるかと思っておりますけれども、少しだけスライドを変えています。というのは、私が間違つたスライドを使っていたためであり、そこは注意を喚起したいと思います。基本は、皆様の手元に配られている資料をご参照いただければと思います。

まず、そもそも中国というのは、日本企業の皆さまからどのように見られているのかということから始めたいと思います。これは国際協力銀行が毎年企業様にアンケートを取っているものであり、どのような国が有望と思っておりますかという設問に対する結果です。中期的というのは、ここ3年くらいのスパンで、どういう国が有望ですかという質問に対する回答です。これを見ますと、中国がずっと1位になっていることが分かると思います。リーマンショックの時に少し落ちていますが、昨年度2010年の調査でもやはり1位をキープしています。2番目の国がインドになっていますけれども、昔と比べて評価がかなり高くなっており、期待が大きくなっている結果だと思えます。ちなみに、このグラフは3年くらいのスパンですけれども、10年先と言った長期的な有望の国としては中国を抜いてインドが1位です。また業界別を見ますと、この3年くらいのスパンでも自動車産業分野のアンケート結果はインドが1位になっています。業界によってはいろいろ違うと思いますが、平均すると中国が3年くらいのスパンでは非常に有望だという結果が出ています。現地にいる皆様にとっては当然のことだと思いますけれども、こういう結果が出ています。

では「なぜ有望か」ということを理由ごとに示したグラフが次のスライドです。中国とインド、そしてベトナムとタイを挙げています。お手元の資料は白黒かもしれませんが、青色の棒グラフが今後の現地マーケットの成長性であり、これからどれくらい伸びるかといった期待感を表したものです。赤いグラフは労働力が安いというのが理由のグラフです。緑色が、今現在の規模に対して期待を持っているという回答であり、黄色は、対日輸出拠点、第三国輸出拠点という輸出拠点として見えていますという結果の回答です。これを見ますと、中国の現地マーケットの成長性というのは非常に高いことが分かると思います。逆に安い労働力と言ったものは、5年くらい前は60%近くありましたが、これはどんどん落ちて行って、2010年は30%から40%の間、非常に低くなっていることが分かると思います。逆にタイは、安い労働力だという回答も多いですし、将来の市場規模を期待しているという回答も、ほぼ同じくらいであり、非常に特徴的な国であるということが分かります。

このように中国を市場として見ているということが、日本企業の皆様の大多数だと思います。製造拠点から市場というふうに変化していますので、市場向けの研究開発が非常に盛んになっていく、もしくは既になっていると思います。これにつきまして、一つデータがございますのは、多国籍企業による中国のR&D拠点の設立件数というのが右側の棒グラフにございます。これはR&Dセンターという独立したセンターだけではなくて、企業内部にR&D部門を設けたというものもこの数字の中に入っています。年度のばらつきはありますが、2006年、2007年頃から数多くのR&D拠点ができていることが分かります。中国でR&Dをやっていくとなれば当然に発明が生じるので、この国での発明の適切な保護が必要であるということを言いたいために、こういうグラフのスライドを作りました。

皆様もご存じかと思いますが、中国ではイノベーション型国家の建設ということを目指しておりまして、産業構造を転換する、国際競争力の向上を図るといった目標を立てています。このような目標を立てている課題の認識を上の方に3つくらい書かせていただきました。1つ目が市場を外資に開放したけれど、なかなか国際的な民族系企業が出てこないといった課題です。2つ目が賃金の上昇によって安価な労働力を用いた低価格コスト競争を維持できなくなっていることです。そして3つ目が技術力の高い外資企業が利益の大部分を獲得しているのではないかと課題です。こういった課題を認識した上で、中国ではイノベーション型国家への建設、転換を図っていきたくて考えているのだろうと私自身は理解しております。イノベーション型国家の建設をしていくため、知的財産としてどうことをやっていけばいいのかということも5つほど挙げております。この5つの観点は、国家知識産権局が作った専利事業発展戦略の中から抜き出したものです。

- 1つ目は、コア技術の創造促進、
  - 2つ目は、特許出願の増大、
  - 3つ目は、特許産業化の促進、
  - 4つ目は、国際化促進、
  - 5つ目は、少し毛色が違いますが、特許の制限というところです。
- この5点について、簡単にご紹介をしていきたいと思っております。

まずコア技術の創造促進を図っていきたくてという観点で提案されている政策方針は、1つが財政、税収、金融等の支援を図っていくことです。研究開発費の増大もも

ちろんここに該当します。2つ目が依然として特許技術等の最新技術を導入していきましようということを言いつつ、ただそれだけではなく、自分たちで消化吸収して再イノベーションを図っていく、そして結果として専利を取得していくという方針を国として打ち出しています。研究開発費を増大させるということですが、中国の研究開発費がどれくらいなのかというのがこのスライドです。左側の棒グラフが昨年の研究開発費、赤い折れ線グラフがGDPに占める割合になります。2009年は5791億人民元の研究開発費があって、GDPに占める割合が1.7%になります。ご覧のように右肩上がりです上がっていることが分かると思います。参考までに、日本の研究開発費というのは右の棒グラフになりますが、2009年は17兆2500億円くらいの研究開発費になりまして、GDPに占める割合は3.62%になります。GDPに占める割合と研究開発費の額は中国を超えていますけれども、2009年を見ますと研究開発費も下がっていますし、GDPに占める割合も下がっているという状況がこのグラフから分かります。

もう1つ、中国では戦略性新興産業という7つの産業を決めて、そこに集中的に支援をして、成長を図るということもやっています。7つの新興産業というのはスライドの真ん中あたりに書いてありますが、省エネ-環境保護に関する技術、次世代情報技術、バイオ、ハイエンド装置製造、新エネルギー、新素材、新エネルギー自動車といった7つになります。なぜこれら技術を選んだかというのは上に書いてございますけれども、長期的な発展の引率性の役割を果たす技術であるということ、知識・技術の集約性、物的資源の低消費性等々を踏まえて、この7つの戦略性新興産業を決めています。戦略性新興産業に対しては、技術イノベーションの強化、産業のコア競争力の向上を図るため、積極的に研究開発費を投資、財政や税政の支援を行っていただくと思っています。

2つ目の特許出願の増大として、こちらも2010年の目標を幾つか記載させていただきました。発明、実用新案、意匠の年間出願件数は200万件を目指すこと、中国人発明専利年間授権件数世界第2位を目指すこと、特許の保有件数、海外特許出願件数は倍増を目指すという目標を立てています。これは2015年までの目標です。出願ですが、皆様もよくご存じだと思いますけれども、2010年は特許、実用新案、意匠、合わせて120万件の出願がございました。これを2015年に200万件にするということは単純に3つで割っても、特許が70万件弱くらいの出願があるというふうに想像されます。

次は各国における特許出願だけの推移を示すスライドです。緑のグラフが米国への特出願の推移で、赤色が日本における特許出願の推移、青色が中国における特許出願の推移です。紫色が韓国、そしてEUとなっています。アメリカと中国は右肩上がりです伸びていまして、日本への特許出願は下がっているということが分かります。昨年、とうとう日本は第3位に落ちてしまいました。2015年に特許出願70万件強になるということはアメリカを抜いて1位になるということです。果たしてそれだけ出願されて審査ができるのかというのは個人的には思いますけれども、非常に大変な状態になると思います。現在の中国における特許の実体審査は、11.6ヶ月と非常に短い期間でファーストアクションが行われています。最終処分にかかる期間が24.2ヶ月ですが、日本では2009年がファーストアクション29ヶ月ですので、日本がファーストアクションするまでの間に中国は最終処分まで終わっているという状況です。ただ聞いたところによりますと、2010年に日本のファーストアクションは短くなり、26ヶ月くらいになっているようです。短くなっているのはなぜかと言うと、特許出願の数が減ってい

るからということなのですが、特許出願件数の減少は本当に良いのかという議論もあるようです。

これが現在中国における有効権利数を表したグラフです。特許、実用新案、意匠3つ合わせて220万件と非常に膨大な数ですけれども、よく見ると実用新案で4割くらいありますし、意匠でも3割くらいありますので、この2つを合わせると70%くらいです。ですから、有効権利のうちの7割くらいが無審査で登録される権利ということが分かります。逆に比較して日本を見ますと、特許が逆に7割くらいですので、非常に中国では無審査の実用新案、意匠が多いということがここでも分かると思います。

これは国家知識産権局が出している専利統計官報で有効特許権上位10社を、国内企業と外国企業で分けて記載したものです。やはり中国企業の1位は華為、その次がZTEというふうになっていますが、5番にLGエレクトロニクス天津アプライアンスという企業があり、LGの現地企業だと思いますけど、これが数多くの出願をしていることに私自身は関心を持ちました。その下の、ホン・ハイ・プレジジョン・インダストリーというのはフォックスコンの現地法人です。日本のほうは、パナソニックが1位で、その後はサムソン、キヤノンとなり、電気企業と精密機器企業というのは有効特許権の上位に占めていることが分かります。実用新案のほうもグラフで示しましたが、日本企業、外国企業は、やはり実用新案は少ないということが分かります。中国現地企業で1位の権利者はフォックスコンの現地企業、その後はBYD、あとは宝山という鉄鋼メーカーが入っていますし、ホン・ハイ・プレジジョン・インダストリーというフォックスコンの現地会社はここにも入っています。意匠権を見ますと、少し企業の傾向が変わっていて、電気メーカープラス自動車メーカーがここに出てきています。中国でも1位が自動車メーカーであり、力帆やチェリー（奇瑞）、日本でもホンダが第3位に入っていますし、第4位に日産も入っています。

3番目は特許の産業化の促進です。特許を持っていても、それを産業に結び付けていかないと産業構造の転換を図れないということから、こういった産業化を進めているのだろうと理解しております。その一つとして、自分で実施しないものであれば、それを譲渡して誰かに使わせるといったことも積極的にやっていますし、あとは産業化するために必要な資金の融資システムも知財を担保として、できるように制度を設けています。中国特許権のライセンスは登録しなければなりませんので、ライセンスの登録件数はおよそ分かるのですが、それを示したのが左側のデータです。これは少し古い、2008年までのデータですが、2008年になると非常に多くのライセンス登録があることが分かります。2009年も同様な傾向ですので、ライセンスは非常に活発に行われていることが分かります。右側の技術市場成約額というの、全国で大体2009年度は3000億人民元を超えるくらいの成約額があるというデータが示されています。本当にこれくらい活発に移転が行われているのか、私自身は疑問なのですが、データ上は結果として出ています。ちなみに、これは知財を担保にした融資で、3000万人民元が融資されたということが新聞に出ていましたので、参考までに載せておきました。おそらく著作権を担保にした融資だと思います。

もう一つ、本当に特許権がそれだけ実施されているのかという観点から作ったスライドです。これは国家知識産権局が主催した検討会で出てきた表です。どこまで信憑性があるのか少し疑問ですが、回答結果を見ると、発明で言うと76%、実用新案は84%、意匠は90%くらいが実施しています。平均すると自己実施が8割くらいということで、そういう企業だけが集まってきた検討会なのかもしれないかもしれませんが、非常に高い数字がこ



こで出ています。

次に4点目として国際化の推進というのがございます。国際競争力を上げていくために企業も国際化を図っており、海外で特許権を取っていくこと、そして技術標準として採用されて、自分達の技術を普及させるということを念頭において政策を作っております。これもまたグラフになりますけれども、各国において外国からどれくらい特許出願がありますかというのが左側のグラフになります。外国からの出願がパーセンテージでどれくらい占めますかというのは右側のグラフです。米国が緑色のグラフですけれども、米国は年間23万件くらい外国から出願があつて、自分達の受理した出願のうち5割強が外国からの出願であることが分かります。EPOは同じくらいで、数は少ないですけれども、パーセンテージは5割を維持しています。中国はもともと、5割くらいが外国からの出願だったのですが、だんだん減少し、2009年では30%を切るくらいの数字になっています。これは外国出願が減ったということではなく、恐らく国内出願が非常に増えているから、こういう割合になっていると理解しています。一番下にある赤いグラフが日本で、外国企業は日本へ出願するのが非常に少ないのがここでも分かります。

国際特許出願はどれくらい出ているのですかということで、受理官庁毎に整理しますと、米国がやはり1位で、中国は2010年に韓国を抜いて世界4位になっているというデータです。右側は増減率、どれくらい伸びましたかという比率ですけれども、2010年と2009年で比較しますと、中国では56%、1.5倍になっているというデータが出ています。第一国が中国の出願が、国外にどれくらい出願していますかというのがこのグラフです。左側が中国オリジンで、どの国に出していますかというグラフですが、青は中国企業が中国に出願した棒グラフ、赤は中国企業が米国に出願した数字、薄い黄緑がEU、日本は紫です。中国企業がどの国を重視して出願したのがこれで分かると思いますけれども、やはり米国で、国内出願の増加率と同じ勢いで米国への出願件数も増加していることがここで分かります。

逆に日本を見ますと、日本企業は日本への出願自体が減っているのですが、米国への出願件数は増えているということです。中国への出願も増えていますが、ここ数年頭打ちの感じです。

こういった企業の出願形態もだんだん変わっており、日本への出願を絞る一方で、外国への出願を増やしています。想像ですけれども、昔は国内出願だけという出願が多かったんだろうと思いますけれども、これが減っていき、選別をし、出願するならば世界へ出すというような発明が非常に増えているのだらうと思います。

もう一つは技術標準に関するデータになります。技術標準を作る場合、その技術標準で使われた特許権があるかどうかという声明書を出しなさいというのがよくやられているスキームです。IECとITUTというのは代表的な標準を作る国際機関でありますけれども、その国際機関が受理した特許声明書の数をそれぞれプロットしたのがこの2つのグラフです。青い棒グラフがその年に出された特許声明書、赤い折れ線グラフは累計の数です。IECとITUTでスケールが違いますが、日を追う毎に特許声明書が提出された数が増えて行き、即ち技術標準を作る上では特許技術が欠かすことができなくなっているということがこれで分かると思います。そういう意味で中国では技術標準には積極的であり、自分たちの技術標準を国際標準としていこうという動きは皆さまご存じかと思います。

海外出願を支援する一つの政策として、PCT出願を出す時に助成金という制度がご

ざいます。これは、国家知識産権局を受理官庁として海外に出願する場合の助成金であり、5カ国まで、1ヶ国につき10万元までという制度です。すなわち、最大で50万元の助成金を貰えるという制度です。どこが助成金を貰っているのかは、なかなかデータで出てこないのですが、中国科学院が毎年積極的に活動しており、2010年は1272万元の助成金を貰っていると公表をしておりました。

最後に、特許の制限です。イノベーション国家を作るには特許を強くすればいいだろうと私も思うのですが、それ以外に、外資系企業に対して特許を制限するという行為も今後は出てくるのではないかと思ひまして、この1つの項目を挙げてあります。特許権の制限と独占に関する標準特許の研究をやっていくというふうに中国政府は言っております。具体的な事例として挙げるのは適切ではないかもしれませんが、武漢晶源と富士化成工業の侵害訴訟事件の中で、特許権の差止めの行使について、環境などを考慮した上で差止めは認めないという判決が出ています。将来は、こういった公共への影響を考えて、差止めを認めないという事例は少なからず出てくるのではないかと感じています。これが悪く活用され、外国企業に対して不利に差止めを認めないことが出てこないようにしなければならないと思います。差止めを認めない方向というのは必ずしも中国だけではなくて、米国もそうです。日本でもソフトIPという言い方をしており、差止めを認めない知的財産権というものがあり得るのではないかと議論が、ここ数年あると聞いています。

中国におけるリスクというのは、皆様は非常によくご存じだと思いますけど、私が思いつく限りでいくつか書かせていただきました。権利侵害訴訟が増加するであろうし、実際に増加していますので、権利者という立場だけではなく、被告となる立場も増えていこうと思います。実用新案、意匠という無審査の登録が増えていきますので、公知技術が権利化されていくことがあると思います。開発競争が激化していくと、技術流出やスパイというものも起こるでしょうし、職務発明が増加していきますと、報酬の紛争が出てくるでしょう。権利乱用ということで権利行使の制限が課される可能性もあるでしょう。先ほど技術移転が活発だという話をしましたけれども、技術の売買というのは積極的にやっていない企業も多いようなので、本当にそれでいいのかということも議論しなければいけないと思います。

また技術輸出入管理条例では、ライセンサーの責任が非常に重いので、技術移転が消極的になっているという話も聞きます。技術標準活動が中国では非常に活発であり、乗り遅れないようにしなくてはならないことも必要です。模倣品の話はもちろんであり、模倣品は相変わらず減らないでしょうし、巧妙化や分業化の傾向は引き続き摘発の困難性を引き起こしていると思います。中国の特許出願が増えていくことによって、中国語の文献が増えていきますので、その中国語文献をどれくらい完全に調査していくのかという課題も起こります。外国著名商標の保護の低さだったり、手続きの不透明さなどは、明らかな証拠を提示しがたい点もありますが、こういった話は個別案件で聞いたり、噂で聞くなどした中で書かせていただきました。

実際、訴訟というのは増えているのか、何かのデータで出したほうがいいと思ひ、ここでまとめてあります。これは、毎年報告される中国知識産権保護状況のデータをまとめたものです。左側が行政取締り、右側が人民法院が受理した知的財産権の一審案件です。左側を見ますと、赤色が工商局の行政取締り件数、青色が知識産権局の取締り件数、薄い緑色が税関です。税関が去年は非常に高くなっていますが、郵便、パッケージなど小口の案件を集中的にやったため、これだけ数が増えたと聞いています。

また、去年の10月から特別キャンペーンを実施していますので、商標の行政摘発、知識産権局の行政摘発も数値は上がっています。人民法院の訴訟の受理件数は右側のグラフで分かりますように、商標と専利が着々と増加しています。技術契約と不正競争のほうは、裁判が難しいからなのか、それほど増えている傾向は見られません。

もう1つのデータは、JETRO 北京事務所で作っている報告書です。必ずしも司法統計が中国で公表されていないので、JETRO 北京事務所で作っている北京の裁判所と上海の裁判所が公開している判決を個々に見て、何の権利で争われてたのか、原告は誰か、被告はどのような企業かというのを分類しています。この調査は暦年の変化を示したものです。毎年非常にブレが大きいので、短い年度では傾向が分からないのですが、特許と実用新案を含めた赤い色のグラフや、意匠の緑色のグラフを見ると、増加している傾向が分かると思います。それと対比的に著作権が落ちています。スライドの左側が皆様に配った資料で間違っていましたので、直して正しいグラフを今スライドで表示させていただいております。年度のバラツキが大きいのでもう少し長期に見ていかなければならないと思います。右側のほうが、原告が日本なのか、欧米なのか、そして日本が被告になった場合、欧米が被告になった場合、外国企業がどれくらい原告と被告として関与している訴訟があるのかを示したグラフです。パーセンテージですけども、欧米が原告になっているという訴訟はほかの外国と比べて、多いということが分かります。日本は原告、被告ともにそれほど多くないという感じがします。被告となった場合、皆様もご存じのように、弁護士を決定するとか、短期間で対応しなければいけないので、準備期間を確保するため、管轄権の争いをするという対策を講じていかなければいけないので、ここの負担は非常に大きく、大変だと思います。

実用新案権については、いくつかの企業からのご関心をお聞きしましたけれども、公知技術に権利が発生するので、非常に対策が難しいと聞いています。ただ逆に、自分たちの技術を確保するため、公知技術と分かっているけれども実用新案を出願するという企業もいらっしゃいました。無効にすることが難しいという話を私もよく聞きますけれども、こちらは実用新案権の無効の割合と、特許の無効の割合を比較したグラフです。左側が実用新案、右側が特許、それぞれのグラフの一番右側が平均値です。実用新案権の無効を見ますと、維持されているのは31%くらい、一部無効が11%くらい、全部無効が33%です。特許を見ますと、特許の方も維持されているのは31%くらい、一部無効は14%、全部無効は25%と、ほとんど変わらないのです。実用新案権は無審査なので権利の安定性がないという話も聞きますけれども、実際に争いになった権利や活用される実用新案権は、特許と同様に安定した権利であることが分かると思います。

実用新案を中国企業はどのように活用しているのか、そして、どれくらい出願しているのかを調べたデータがあります。こちらは華為の出願分析ですが、出願の生データではなく、公開公報をベースにした分析ですので2010年、2009年というのは数字が少し低くなっています。この華為を見ますと、特許がほとんどで94%、実用新案と意匠は少しずつというような感じです。ZTEもほぼ同じですが、若干、実用新案が多いかなという感じです。これがBYDになると実用新案が半分くらいになります。電気自動車メーカーですので、意匠が多いと思いますけれども11%くらいです。特許でも実用新案でも積極的に使っているということがこのデータから分かります。もう1つはフォルクスワゴンの関連企業のデータです。フォルクスワゴンの台湾本社だけではなく、現地企業であるホン・ハイ・プレジジョン・インダストリー、富士康などの企業と共

同出願しているの、少し複雑になっています。右側のグラフですが、台湾本社と中国系企業が共同して出願した出願の分析です。特許が多くなっているということがこれで分かります。実用新案もそれほど少なくはないです。逆にこの左側は、台湾本社と富士康という現地法人との共同出願数の分析ですが、こちらはやはり実用新案が非常に多くなっています。右側が台湾本社だけで出願した場合とその他の企業との共同出願した場合です。企業によって技術分野は当然変わるので、その技術分野毎に特許を使うか、実用新案を使うかというのを使い分けているのだらうと思います。これも同様です。一番右端の富士康の出願分析というのは、意匠と実用新案しか出していません。件数は少ないですけれども、技術分野においては使い分けをしているということがこれで分かると思います。

そろそろ最後のほうになって来ました。営業秘密の漏洩というのは、中国でも日本でも、制度上それほど変わらないのではないかと私自身は思っております。それでは何が違うのかと言いますと、恐らく転職率の高さが全然違うと思ひ、それを調べたデータです。左側が中国上海市の平均勤続のグラフ。41歳から51歳を見ますと平均勤続年数が6.75年と非常に短い期間です。40歳や50歳でも6年くらいしか働いていないということから転職率が非常に高いことが分かると思います。逆に日本のものを見ますと45から49歳を見ますと17年くらい働いています。転職率が非常に違うということが営業秘密の漏洩を防ぐポイントではないかと思ひ、このスライドを作りました。

もう一点、職務発明の紛争が今後は増えてくるかもしれないという話がありましたので、職務発明の報奨金は、給料と比較してどの程度の金額なのかということで作ったグラフがこちらです。専利法実施細則では、当事者間に契約がない場合の発明報酬の最低金額は3000元であると規定されています。3000元というのは北京の大卒平均初任給より高い額ですし、上海を見ますと3200元くらいなので、上海の大卒初任給より少し下がるくらいの感じですが。他方、日本の大卒初任給を見ますと21万円くらいですので、これは単純に計算すると、発明報酬は日本の22万円くらいになることとなります。日本の感覚とは随分違うのではないかと思ひます。発明報奨については、当事者間に契約があればそちらを優先するという規定になっており、日本とそれほど違いはないかもしれませんが、実施細則に規定する最低金額が基本として判断される場合もあると思ひます。非常に高額な発明報奨を規定されているというふうには私自身は認識しております。

駆け足で説明してきましたけれども、簡単ですが以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○司会 谷山部長ありがとうございました。ここで質疑応答のお時間を取らせていただきます。ご質問がございました方はお手を上げていただければと思ひます。皆様どうもありがとうございました。ではJETRO北京事務所の知識産権部部長の谷山の講演を終わらせていただきます。どうもお疲れ様でした。ではまたここでいったんコーヒーストレイクに入らせていただきます。16時35分を目処にお集まりいただければと思ひます。宜しくお願い致します。またお出になったところにコーヒーストレイクをご用意しておりますので、宜しくお願い致します。お疲れ様でございます。

## 【講演②】

### 【テーマ】「現在の中国知識産権保護の方針」

【講師】 商務部 条約法律司 副司長 楊国華氏

○司会 皆様、只今から第二部の講演会の続きに入らせていただきます。これから中国側からのご講演が始まります。今から商務部の条約法律司の楊国華副司長、それから国家質量監督検査検疫総局の馬副司長、そして税関総署の副司長であります陳様、以上の三名が来場されますので皆様は拍手でお迎えいただけますでしょうか。(拍手) ようこそおいていただきました。では講演の2番目といたしまして商務部条約法律司楊国華副司長より現在の中国知識産権保護の方針につきましてご講演の方をいただきます。では楊様宜しくお願い致します。こちらの方でお願いいたします。

(商務部条約法律司 楊国華副司長)

本日ここで皆様と中国知的財産権保護方針の最新情報について意見交換できることを非常に嬉しく存じます。去年も同じ場で中国の知的財産権の情報を皆様にお伝えいたしました。日本経産省、JETRO様のお招きに関しまして誠にありがとうございます。

皆様のご存じのように、中国の商務部は知的財産権の対外交流の窓口となっております。現在では商務部は六つの国、エリアとの間で定期的に知的財産権を巡るディスカッションをしております。アメリカ、EU、日本、スイス、ロシアとブラジルです。そのうち日本との作業グループはやや遅くなりましたけれども、にもかかわらず日本の皆様方との交流は盛んに行われております。沢山のイベントを開催いたしました。中日知的財産権作業グループの定期的開催の他に、官民合同訪中団、特別行動セミナー、例えばインターネット、シンポジウム等が盛んに行われています。つい最近広州で行われた広州交易会において展示期間中の知的財産権を巡るイベントも行われました。中国と日本の間で知的財産権を巡る交流は、これからも頻繁に行われるだろうと信じております。

先ほど商務部の知的財産権を巡る対外交流を簡単にご紹介いたしました。その他に商務部はまた中国の知的財産権保護政策の制定にも参画しております。特に去年から一つの大きなイベントを開催しています。つまり知的財産権保護の特別行動を実施致しました。本日1時間弱の時間を利用いたしまして二つの内容をご紹介したいと思います。一つ目は中国知的財産権保護政策の簡単な説明です。二番目としましては特別行動について詳細に渡ってご紹介したいと思います。

#### (①中国知的財産権保護政策の説明)

中国における知的財産権の保護政策と最新の情報です。まずは第十二次革新国家の計画に言及したいと思います。この中では、科学技術の進歩と革新を経済発展方式の転換を加速させる重要な柱とすることを堅持し、自主革新を強化し、革新型国家の建設を加速させなければならないとされています。これを読む度に日本のことを思い出します。いつも同僚と意見交換しましたけれども、日本は正に革新型の国ではないかと思っております。数十年間の努力をなされて技術的に、経済的に世界の強国となりました。従いまして、革新型国家の建設を巡って日本に色々と勉強しなければならな

と思います。また、このような知的財産権を巡るシンポジウムやいろいろな交流活動を通じまして、お互いの知的財産権保護活動を盛んに行っていきたいと思います。ご在席の企業の皆様方は正に革新の最先端に立っていらっしゃる方々ですので、宜しくお願い致します。色々知識を教えてください。

企業の革新という面において政府の役割は、企業のために公平な環境を提供することだと思います。公平公正な環境を作るために最も重要なのは知的財産権の保護だと思います。つまり発明を奨励することです。知的財産権の侵害案件に対しては摘発し、強く取締らなければなりません。知的財産権保護の強化によって革新型国家の建設が初めて成り立つものだと思います。

本日 PPT の中に三つの文書があります。2008 年に、中国は国家知的財産権の戦略概要を発表しました。この綱要が知的財産権の保護及び創造に対して最も重要な文章だと思います。この法令を通じて中国政府が知的財産権の重要性をはっきりと認識していることが分かります。二番目の文書として、6 年連続で知的財産権の行動計画を発表しました。この計画の中で各部門が知的財産権を守るための具体的な措置を取り上げました。この中から分かるように毎年数百件くらいの措置が取り上げられております。三つ目の文書は国家知識産権の戦略推進計画です。これは冒頭の一つ目の戦略概要を着実に推進するための具体的な施策です。

この三つの文書から中国政府の態度及び毎年の作業を明確にできるはずですが、私の認識ですけれども、中国政府の知的財産権を守る決意は非常に強いと思っております。にもかかわらず、今の知的財産権の保護及び革新においてまだいくつかの課題を抱えております。このため、去年我々は特別行動計画を立てました。

## (②特別行動について)

続きまして 2 番目の特別行動についてお話したいと思います。国務院は去年の 10 月から今年の 6 月までに全国的に知的財産権の侵害及び模倣品製造、販売を集中的に取締るキャンペーンを実施することを決定しました。ご在席の皆様方は恐らく外国企業としてが中国に対する投資、ビジネス取引を行っている中で、内容を既にご存知ではないかと思っております。この特別行動は破天荒な行動だと思います。主に二つの特徴があります、一つは嘗てない人員の数と経済力を投入したことです。それから嘗てない成果を収めました。今回のキャンペーンは五つの特徴があります。

一つ目は指導者が高度に重視することです。

二つ目は作業のやり方です。

三つ目は刑事による打撃を強化することです。

四つ目は地方政府の参与です。

五つ目は宣伝です。

この五つの面の何れも嘗てなかった頻度で力を入れております。

まず指導者の高度重視について二つのお話しをしたいと思います。この特別行動を開始するために去年の 11 月 5 日に国務院は全国知的財産権保護のテレビ電話会議を開きました。温家宝総理は自らこのイベントに関する発言をしました。国家総理が知的財産権のために専門会議を開催することについて私の記憶の中では初めてです。もう一つの話としましては特別行動の作業グループを設立しました。グループの副グループ長は中国の国家副総理の王岐山です。国務院の中で 26 の部門が参加しました。31 の省、自治区、直轄市が参加しました。これほど広に部門にわたっていること自体

も今までなかったことです。中国の特別行動計画指導グループについて、一般的にはまず一つの指導グループを作って、その下に作業グループなどを作ります。今回の指導グループのオフィスは我が商務部の中に設けられました。私もその一部の仕事を担当いたしました。今回の特別行動は非常に力を入れております。以上が一つ目ですが、高度に重視するということです。

二つ目としましては作業のやり方です。今回は、案件で特別行動をプッシュしていくという方針を特徴としています。ご存知のように中国は広く、部門も多くて、各地域で知財産権保護の基準も異なっています。従いまして、設立当初から、重要な案件、目標とする案件を設定しました。要するに具体的な案件から力を入れ、それによって中央政府、地方政府、公安局、検察院と人民法院の方々の力を合わせました。これは効果が非常に良かったです。また我々は重要な分野も設定しました。特にその中の幾つかの重点をお話ししたいと思います。例えば、PPTの2点目ですが、製品製造の集中地、商品の集散地、知的財産の侵害及び模倣品製造案件の多発地を重点地域としています。製品の製造集中地、商品の集散地は模倣品の源だと思えます。従いまして、今回の特別行動はまず源からスタートします。それから次に業界、分野です。新聞出版、文化娯楽、ハイテクと農業を重点分野とします。この4つの分野も現在中国で一番知的財産権侵害が多い業界です。それから最後に具体的な商品として、図書、コンテンツ、ソフトウェア、輸出商品、自動車部品、携帯電話、薬品、種などの商品です。本日企業からご出席の方が数多くいらしていると思えますけれども、これをご覧になっていかかでしょうか。恐らくこれらは対外貿易の中で最もウェートを占めている商品ではないかと思えます。また重点的に処理する案件の件数は、80件に上っていますので、ご留意ください。色々な分野、商品に渡っていますけれども、我々は商品別ではなく、案件別でスタートを図っています。ご理解いただければと思います。

三つ目には刑事による取締を強化することです。多くの人々の考えでは知的財産権の取締を強化するために刑事による取締を強化すべきという認識があるようです。刑事摘発を強化するためには二つの点があると思えます。一つ目は法律、法規を完備させるべきだと思います。二つ目としては具体的な行動の中で具体策を出すことです。法律、法規に関しましては、本日はご覧の三つをご紹介しますと思います。一つ目は最高人民法院、最高検察院、公安部が共同で公布した知的財産権刑事案件処理の適用法律の若干問題に関する意見です。ご存知のように刑事による取締を行う際に人民法院、検察院、公安部は具体的に法律を運用しなければなりませんので、この意見ではいくつかの問題について具体的な説明を入れました。残りの二つの法令は、それぞれ人民法院と検察院が公布した、所謂取締に係る具体的な処罰に関する通知です。つまり、この期間中、知的財産権を保護することは人民法院、検察院と公安部の最も重要な仕事の一つです。

先ほどは法律、法規の紹介しました、次は具体的な行動を数字で表し、説明いたします。いくつかの数字を読み上げますので、ご静聴をお願いします。これは特別行動中の刑事による取締の数字です。2011年5月6日までの数字です。各レベルの政府の方で立件した案件件数は106,624件です。それから法律による処罰を終了した件数は63,237件です。既に司法移送した件数は1,091件です。それから公安局の方で取り上げた件数は8,810件です。犯罪容疑者は14,614人です。逮捕されたのは4,205人です。これらはまだ一部の刑事摘発のデータに過ぎません。如何にこういう数字を理解すればいいでしょうか。一つ言えるのは特別行動は非常に効果的でしたということ

す。逆に、一方では中国はかなり深刻な問題を抱えているのではないかとということです。ということで、特別行動は非常に必要性がある行動だと思います。以上は刑事による取締の状況です。

四つ目は地方政府の積極的な参加です。冒頭で申し上げたように 31 の省、市、自治区が参加いたしました。それから各地でも重点分野、重点地域と重点商品を決めました。また 2 行目に書いたように国務院は 9 つの監査グループを設立し、18 の省、自治区、直轄市に対しキャンペーンの実施状況の監督を行いました。これらの作業によって特別行動はさらに着実に推進することができました。

それから最後に、宣伝の強化です。宣伝の効果は 2 つあると思います。一つは抑止力によって再犯させないことです。先ほど幾つかの数字を読み上げましたが、多くの侵害案件が立件されることによって、ある意味では他人に対してやめさせる力が働きます。宣伝活動の 2 番目役割は一般民衆の知的財産保護の意識を高めることにあります。法律を完備させる一方で、人々の認識も非常に大事だと思います。広範囲に渡って宣伝活動を行うことによって、一般民衆の意識を高められました。それでは少し PPT の内容を読み上げます。一つは各地で典型的な事例を公開することによってキャンペーン実施のための世論支持を確保することができました。二つ目は抑止力を増大させ、一般民衆の知的財産保護意識を高めました。三つ目として、外国の企業、外国のメディアはこれらの特別行動に対して高く評価しました。

例えば今年の 4 月に中国とアメリカが開催した知的財産権作業部会の会議を含め、多くの場でアメリカ政府は今回のキャンペーンにおける中国の努力を高く評価しました。また外国企業の方からも次々にコメントもあり、キャンペーン以来市場での模倣品、侵害品は明らかに減った模様です。正直、この 3 点を申し上げるのには、少々不安がありました、ご在席の皆様方は正に外国企業の方々であり、外国政府の方々と思います。私は自分自身の評価は正しいのかと少し不安があります。但し今の 3 点ほどの内容については確実に企業の皆様方から頂いた評価です。本日ここで講演させていただいて、また夕方から感謝式、表彰式があると思います。こうした内容から見ても恐らく日本企業の皆様方、政府の皆様方もある程度評価されているのではないかと思います。

外国企業は我々の行動に対してご支援、ご参加の意識を示しましたけれども、それと同時に例外なく我々に対して一つのコメントをされました。その要求は何かというと、この特別行動を永久に継続してほしいとのことです。我々は特別行動の経験を踏まえていくつか研究しました。要するに我々としてもこういう経験を踏まえて、長期的に効果的な経験・方法を纏めなければならないと思います。長期的効果を保つためのメカニズムを作らなければなりません。特別行動とは一定期間中に人力、財力を集中して、あることをやるという意味です。このような大規模な投入は長期的に継続していくのは難しいと思います。従いまして長期的に効果を保つような方法論を研究してみたいと思います。

以上五つの点を巡って特別行動内容をお話いたしました。我々特別行動に取り掛かっているスタッフには共通の認識があります。今回の特別行動は成功していると思います。また今後の長期的なメカニズムを作るために新たな試みをしたと思います。従いまして、今後中国の知的財産権状況を間違いなく改善できると信じております。

最後に、中国と日本の間での知的財産権を巡る保護活動についてお話したいと思えます。中国と日本は全面的な協力関係にあり、貿易にしても、投資にしても非常に重



要なパートナーでありますので、知的財産保護を巡ってもっと仕事していかなければなりません。一昨年に設立しました中日両国の知的財産権作業部会はまさに重要な試みだと思います。この作業部会の下で日本側と一緒に色々な試み、努力をしていきたいと思ひます。中国知的財産保護及び中日知的財産権作業のために努力していきたいと思ひます。要するに単なる中国の努力ではなくて、皆様一緒に努力していくべきではないかと思ひます。いつのタイミングなのか分からないですけれども、中国の知的財産権の状況が改善された時に、皆様方も、私も少し力を捧げましたと、誇りに思える時が来たらいいと思ひます。その時、私だけではなくて、皆様方もここで発表していただきたいと思ひます。以上です、ご静聴ありがとうございます。

○司会 皆様、只今楊副司長様より講演いただきましたが、ここでご質問の時間をとらせていただきます。お尋ねしたいことございましたらお手を上げてご質問くださいませ。いかかでしょうか。よろしいですか。

(谷山氏)

楊副司長どうもありがとうございました。6月までキャンペーンが続けられるとお聞きしておりますけれども、その後結果を公表する、その結果に基づいて来年度また行うとか、検討される予定はおありでしょうか。

(楊副司長)

谷山部長どうもありがとうございます。まず1点目、成果についてですが、我々は6月20日辺りに成果報告の展示会を北京で行いたいと思ひます。それと同時に、インターネットやテレビを通じ成果を発表していきたいと思ひます。皆様方もぜひその時に色々ご覧になって下さい。

それから2点目の来年は行かうかどうかの質問について、これは先ほどご紹介した外国企業からの質問と全く同じだと思ひます。外国企業、政府の質問は継続してほしいということですが、先ほども申し上げましたように、特別行動というのは短期間に沢山の財力と人力の投入が必要ですので、必ずしも一番良い方法ではないと思ひます。やはり長期的なメカニズムを作ることが必要だと思ひます。個人的な希望として、知的財産権保護は、特別行動なしでも適切に実施していけたらいいなと思ひます。日本のように特別行動なしでもちゃんとやっていけるような国を作りたいです。日本の保護の状況など非常に素晴らしいものだと思ひます。ありがとうございます。

○司会 他にご質問ございますでしょうか。

(質問者)

楊所長どうもありがとうございました。先ほどこれから長期的なメカニズムを作ろうというところで課題をこれから見ていくというお話がありました。その中で今まで課題というところで既に分かっている大きなものをご紹介いただけるとありがたいと思っております。

(楊副司長)

ご質問ありがとうございます。簡単に個人的な考え方をお話しさせていただきたいと思ひます。私は自らこの特別行動に参加させていただきましたので、個人的な立場

で述べさせていただきたいと思います。今後実際に中国政府が私のコメント通りに行っていくという保障はどこにもないので、ご了承ください。2つあるかと思いますが。一つは刑事による処罰です。模倣品製造の不法者に対して厳しく取締をしなければならぬと思います。それから、こういう案件を世論を通じて社会に広く宣伝して行かなければならないと思います。要するにそれを抑止できるような効果を得なければなりません。この作業は特別行動なしでもやっていける作業だと思います。もう一つは知的財産権保護の文化を作ることです。人々、子供を含めて知的財産権保護の意義を理解してほしいです。要するに知的財産も一つの財産ですという風に理解していただきたいです。許可なしに、支払行為なしに知的財産権を使用してしまうことは盗竊です。知的財産権保護文化を作ることには教育によって広げられると思います。例えば学校で学生を相手に教育を徹底してやっていくべきだと思います。先ほども申し上げましたが、成果を含めて経験や教訓をまとめる、6月が間もなく来るとは思います、その時にさらに色んな教訓と経験を分かち合えたらいいと思います。それによって今後も更なる努力をしていきたいと思っています。宜しくお願い致します。ありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。他にご質問ございますでしょうか。よろしいですか。では楊副司長にもう一度大きな拍手をお願いいたします。

続きまして、本日これから行います貢献部門の感謝式典に置かれまして国家政府部門からご来賓に来ていただいております。まず最初に、国家質量監督検査検疫総局の馬副司長からご挨拶を頂戴いたしたいと思っています。では馬副司長よろしくお願いいたします。

(国家質量監督検査検疫総局 馬副司長)

本日再びJETRO主催の企業と政府の集まりに参加できることを非常に嬉しく存じております。また本日皆様方に私なりに意見を述べさせていただくチャンスを下さって非常に嬉しく思います。ありがとうございます。

まず1点目としてはこのようなプラットフォームは非常に有益なものだと思います。このような企業と政府の方々が集まるプラットフォームは今の時代の進歩に伴って、お互いの情報交換を直ちに行った、お互いの考え方、問題点を交流することができ素晴らしいものだと思います。

もう一つは先ほど楊副司長がおっしゃった知的財産権保護を巡る幾つかの課題です。実は去年同じ場で私は皆様方に私の考え方を述べさせていただきましたように、この観点は昔からありました。去年は中国政府は決心して行政コストを惜しまずに皆様方のお力を借りて、知的財産権保護を対応していくべきだと述べましたけれども、実際は今年御覧の通り、先ほど楊副司長もおっしゃったように、この特別行動を通じて国民は大きな力を出して対応をしました。まさに私の観点と一致していると思います。

今回のIPG大会のテーマは知的財産権保護です、一方、国務院プロジェクトの掲げている主旨の一つは知的財産権保護ですが、もう一つは模倣品の取締と認識しております。このため、一つには知的財産権を守ることは非常に大事との認識を醸成すると同時に、中国の製造している商品の品質向上にも繋がっていると思います。知的財産権の保護と品質確保は相乗効果がある、非常に素晴らしいものだと思いますので、今

回国務院の特別行動によってさらに着実に中国知的財産分野の発展に繋げていけると思います。

それと同時に、この度は投入した資源が多く、また集中的に取締を行っていますので、その成果は一般の成果とやはり大きな違いがあると思います。最も重要なのは特別行動以降の長期的な取り締まりと効果の確保だと思います。このようなプラットフォームを通じまして、我々は毎年沢山の新しい形を取っている侵害案件や隠蔽性を持っている侵害案件、法律を少し違反するけれども、まだ摘発されていないなどの案件を続々と発見することができます。以前、日本側の考えで模倣品の製造拠点や、それから異なる地域の模倣品の流通、国内外の企業が連携して模倣品の製造に携わっているなど、先進国と発展途上国の間で協力しながら模倣品の製造を行っている、等の問題が取り上げられていました。これらの模倣品の製造問題点は、まさに中国の流行の言葉でいうと「時代に伴って進歩して来る」と、まさに我々の対策も時代に伴って色々行わなければならないと思います。時代に伴って進歩していくという言葉のように、我々今後の対策は一つの国、一つの地域に拘らずに、グローバルに連携すべきではないかと思います。

最後に私の願いを申し上げます。上海 IPG の様なプラットフォームを活用し、そして JETRO 即ち振興機構の「振興」の言葉をお借りし、日本の大震災の後に、日本の経済と日本の産業、今後の発展を祈念いたしまして、中日の両国の間でさらなる広い範囲でともに知的財産権の保護に力を入れていくべきではないかと思います。ありがとうございます。

○司会 馬副司長どうもありがとうございます。では続きまして、税関総署の陳副司長からご挨拶を頂戴いただきたいと思います。

(税関総署 陳副司長)

皆さん、こんにちは。

本日はお招きいただきこのイベントに参加することができまして非常に嬉しく存じております。楊司長と馬司長と同じような思いで非常に素晴らしいプラットフォームだと思います。私は今回が初めの参加です。実は私は去年の 12 月に上海税関の副関長から今の税関総署政策法規司の副司長になりました。実は私は日本の企業の皆様と知的財産権を巡る交流を 1994 年から開始しました。ご在席の皆様の中に古くからの友人もいらっしゃいます。昔から知的財産権の協力事業をやってまいりました。

先ほどの馬司長と楊司長のご講演を聞いて、新しく成果があったと思います。今、中国の知的財産権の保護は天の時、地の利と人の和という優位を持っていると思います。本日の会合を通じまして人の和という観点を十分体現できるのではないかと思います。94 年、私が知的財産権保護を始めて以来、しみじみ感じているのは協力関係が一番大事だと思います。この協力とは、一つは政府部門間の協力だと思います。例えば、税関総署、商務部、TSB、公安部、工商総局などでございます。もう一つは権利者側です。例えば、協会、JETRO さんでございます。交流、意見交換からこそ初めて仕事を進めることができます。先ほど楊副司長がおっしゃったように、ご在席の日本の皆様、企業の皆様方は傍観者ではなく、違う立場、違う観点から中国知的財産権の保護に力を注いでいただきたいと思います。今回のインビテーションレターをいただきましたけれども、その中に素晴らしい言葉がありました。それはこういう内容でした。

ご在席の日系企業の皆様方は中国の知的財産権保護の傍観者というだけではなくて、また受益側でもあるということです。これは非常に素晴らしい言葉だと思います。また一つ補足させていただきますと、ご在席の日系企業の皆様方は知的財産権保護の参加者でもある、この一言を補足させていただきたいと思います。また共同の推進者であります。

税関の知的財産権を巡る保護事業は 1994 年からスタートいたしました。更に遡って見ますと、中国の税関は実は 1904 年から商標の登録登記をスタートしました。当時中国には商標登録の部門がなかったので、税関の方で責任を負担し。これはもちろん現代の意味での商標、知的財産権保護ではありません。1994 年、税関の知的財産権保護作業をスタートして以来、経産省、JETRO と IPG グループの皆様方の大きなご支援をいただきました。特に今回の特別行動期間中に日系企業の皆様方、協会の皆様方と密な情報交換をして、良好な関係を築きあげました。去年は知的財産権保護の税関法律条例を改正しました。それから今年は実施細則についてさらに改善していこうと思います。このプラットフォームを通じまして、今後も日系企業の皆様方から実施細則に関するアドバイス、ご提案をお伺いしたいと思います。それによって関連企業の知的財産権保護に力を入れていきたいと思っています。最後に、皆様方と手を携えて一緒に知的財産権保護の事業に取り組んでいきたいと思っています。ありがとうございます。

○司会 陳副司長どうもありがとうございました。改めまして、楊副司長、それから馬副司長、そして陳副司長、どうもありがとうございました。ではこの会合もそろそろ終わりになりますが、最後に帰任者の挨拶に移らせていただきます。先ほど講演させていただきました JETRO 北京センターの知識産権部の谷山ですが、この度帰任が決まりまして、帰国することになりますので、一言、皆様にご挨拶をさせていただきたいと思っています。

(谷山氏)

日本貿易振興北京事務所の谷山です。2007 年の 7 月に赴任し、4 年くらいになりますけれども、6 月末に日本へ帰国することになりました。まだ 1 ヶ月少しございますけれども、上海 IPG に来ることは今回で最後だろうとのことで、この機会をいただきました。ありがとうございました。

先ほど楊副司長及び他の皆様からもご説明いただきましたが、中国も随分変わってまいりましたが、これも皆様と上海 IPG の活動の結果であると思っております。私も上海 IPG の活動に触発されて、勉強したことも多くございますし、良い意味で「模倣」させて頂いたこともありますので、この場を借りて改めて御礼申し上げます。まだ 1 ヶ月ちょっと残っておりますので、お別れのご挨拶は少し早いと感じますけれども、北京にいらっしゃることがございましたら、是非お立ち寄りください。7 月以降は出身元である日本特許庁に戻る予定ですので、何かご質問等ございましたら是非日本の特許庁においていただいで問い合わせいただければと思います。改めて皆様へ感謝を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

○司会 記念品の贈呈がございますので、前の方へお願いします。内輪の話でございますが、記念品の贈呈をさせていただきたいと思っています。では谷山さんどうもお疲れ様でございました。

では皆様大変長い間ありがとうございました。最終に楊副司長をはじめ中国側の皆様をここでお送りしたいと思いますので、拍手でお送りいただければ大変ありがたいと思います。皆様どうもありがとうございます。

ではこれで第 52 回上海 IPG 会合の方を終わらせていただきます。長時間に渡り大変お疲れ様でございました。本日、会場の方の温度がなかなかうまく調整できず、お座りいただいた場所によっては大変寒い思いをされた方もいらっしゃると思います。この場を借りてお詫び申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。では 6 時半から隣の会場に置きまして記念式典の方がございます。また出席していただける方におかれましては、また長時間にわたると思いますが、宜しくお願い致します。本日どうもお疲れ様でございました。ありがとうございます。

(終了)